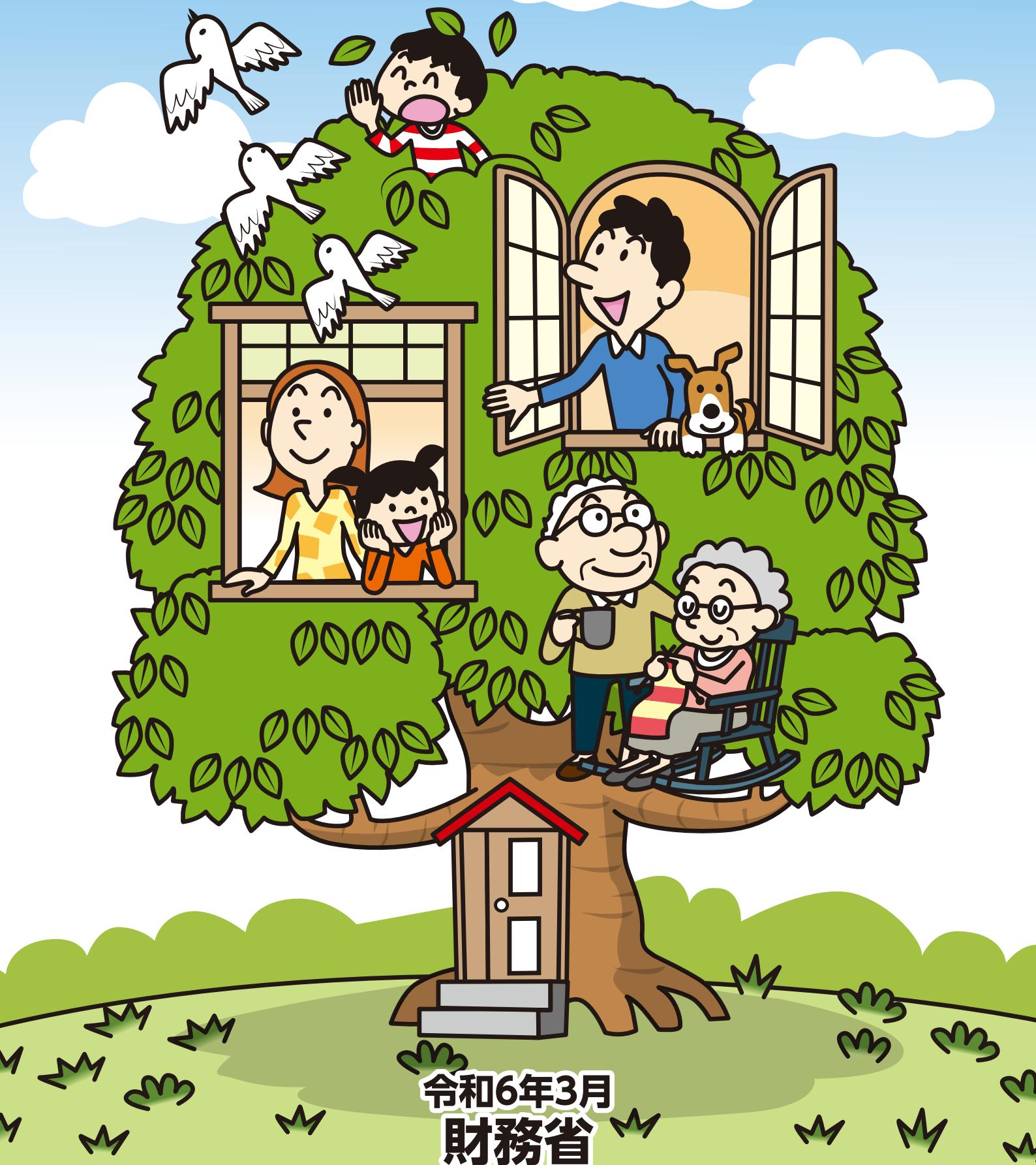


令和6年度税制改正



令和6年3月
財務省

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行います。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講じます。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長等を行います。

目 次

1 個人所得課税

(1) 所得税・個人住民税の定額減税	P02
(2) ストックオプション税制の利便性向上	P03
(3) 住宅ローン控除の拡充	P03

2 資産課税

法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長	P04
---------------------------------------	-----

3 法人課税

(1) 賃上げ促進税制の強化	P05
(2) 戦略分野国内生産促進税制の創設	P06
(3) イノベーションボックス税制の創設	P07
(4) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充	P07
(5) 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税の見直し	P08
(6) 交際費から除外される飲食費に係る見直し	P08

4 消費課税

プラットフォーム課税の導入	P09
---------------------	-----

5 國際課税

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等	P10
--	-----

6 納税環境整備

(1) GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上	P11
(2) 更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備	P11

(参考) 令和6年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額	P12
---------------------------------------	-----

1 個人所得課税

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

- デフレ完全脱却のための一時的な措置として、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも居住者）につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を実施します。ただし、合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者は対象外とします。
- 所得税の減税について、具体的には以下のとおり実施します。

給与所得者に対する実施	公的年金受給者に対する実施	不動産所得・事業所得者等に対する実施
<ul style="list-style-type: none">6月以降の源泉徴収税額から減税6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税	<ul style="list-style-type: none">年金機構等の公的年金（老齢年金）は、6月以降の源泉徴収税額から減税6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税	<ul style="list-style-type: none">納税の機会に減税予定納税対象者については、予定納税の機会に減税 <p>※ 6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期。</p> <ul style="list-style-type: none">それ以外の方は確定申告で減税

- 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税（住宅ローン控除については、年末調整又は確定申告で調整）。
- 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、各月の源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

- 定額減税の制度の詳細については、国税庁ホームページ（随時最新情報に更新します。）をご覧ください。



定額減税
特設サイト

（参考1）個人住民税（地方税）の減税については、以下のとおり実施します。詳細については、お住まいの自治体（市区町村）又は総務省自治税務局市町村税課にお問い合わせください。

- 給与所得に係る特別徴収
令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月で均して徴収。
- 普通徴収（事業所得者等）
「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。
- 公的年金等に係る所得に係る特別徴収
「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

（参考2）所得税・個人住民税の定額減税の実施とあわせ、物価高に対応する観点から、以下の各給付措置が、順次、実施されています。対象となる方には、お住まいの自治体（市区町村）（※1）からご案内があります。

住民税非課税世帯の世帯主（※2）	<ul style="list-style-type: none">1世帯あたり世帯主に7万円（※3）を給付。世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
住民税均等割のみ課税される世帯の世帯主（※2）	<ul style="list-style-type: none">1世帯あたり世帯主に10万円を給付。世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる納税者等	<ul style="list-style-type: none">定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額を給付。

（※1）給付事務は各市区町村で行われ、原則としてお住まいの自治体（市区町村）からご案内予定です。

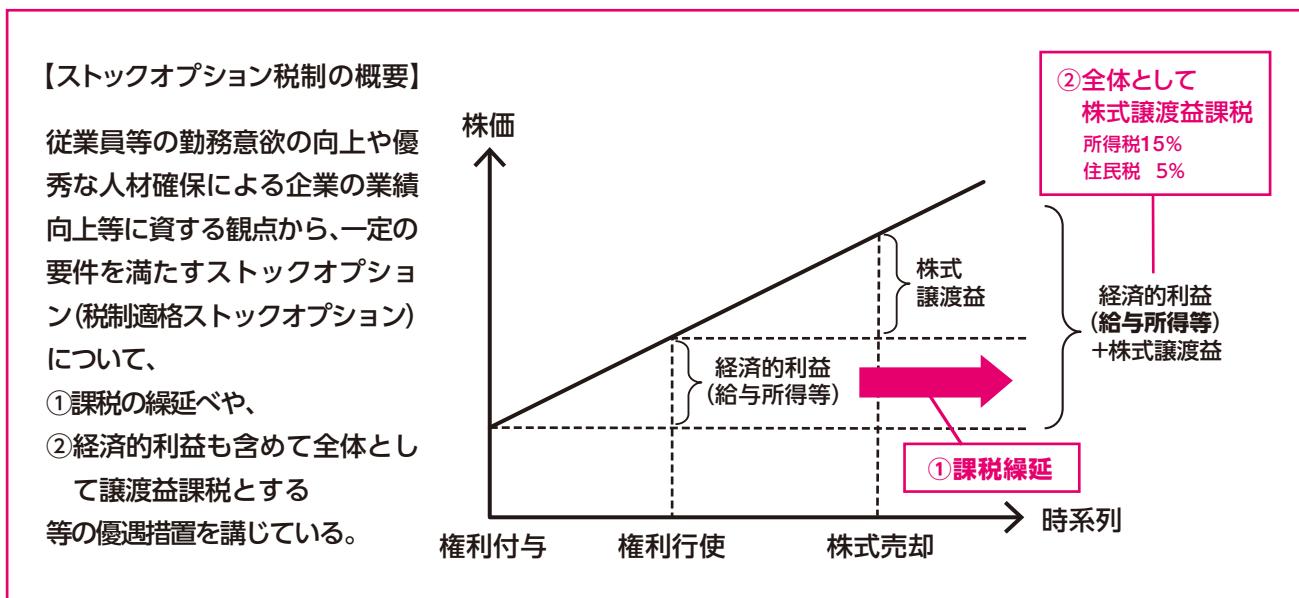
（※2）令和5年度個人住民税で判定されます。また、令和5年に収入が減少し、令和6年度個人住民税非課税世帯等となった場合も「新たに非課税等となる世帯」として同様の給付対象となります。

（※3）令和5年夏以降に給付された3万円とあわせると、1世帯あたり計10万円の給付となります。

(2) ストックオプション税制の利便性向上

■ストックオプション税制について、年間の権利行使価額の上限を、スタートアップが発行したものについて、最大で改正前の3倍となる年間3,600万円へ引き上げます(※)。また、保管委託要件について、スタートアップ自身による管理の方法を新設します。

(※) 設立後5年未満の株式会社から付与されたものは2,400万円、5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場であるもの又は上場後5年未満であるものから付与されたものは3,600万円



(3) 住宅ローン控除の拡充

■現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行います。

■新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m²に緩和します。

改正前(令和6年・7年入居)

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



改正後：令和6年入居の場合

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円
	それ以外	4,500万円	3,000万円

(※1) 子育て世帯等: 18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者。

(※2) 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

(※3) 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

2 資産課税

法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

■中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進する観点から講じている法人版事業承継税制の特例措置について、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長します。

(※)個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても令和8年3月末まで2年延長します。

【法人版事業承継税制】

- ・中小企業の先代経営者から、後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税を猶予(後継者の死亡等の場合に免除)する措置です。
- ・平成30年1月から令和9年12月までの10年間の措置として、従来の制度を抜本的に拡充した特例措置が講じられています。
- ・特例措置の適用に当たっては、後継者の氏名等を記載した特例承継計画の事前の提出が求められています。

【一般措置】		【特例措置】
適用期限：なし		適用期限：H30～R9末までの10年間限り
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続： 80%	100%
承継人数	1人	最大3人
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合も可)
その他	—	特例承継計画の提出期限： 令和6年3月末 ⇒ 【改正後】令和8年3月末

3 法人課税

(1) 賃上げ促進税制の強化

■物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ要件等について以下の見直しを行います。

・大企業

物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、3%の賃上げ率の要件は維持しつつ、段階的に7%までの、さらに高い賃上げ率の要件を創設します。

・中堅企業

新たに「中堅企業」枠(従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の企業)を創設し、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも賃上げしやすい環境を整備するため、3%・4%の賃上げ要件を設定します。

・中小企業

賃上げの裾野を一層広げるため、赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなるよう、繰越控除措置を創設します。賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び控除率は維持します。

■人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブを付与するため、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設します。

改正後						改正前			
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	15%			25%	+4%	25%		30%
	+5%	20%			30%	—	—		—
	+7%	25%			35%	—	—		—
* プラチナくるみん or プラチナえるぼし									
中堅企業	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
* プラチナくるみん or るるぼし三段階目以上									
中小企業	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%
*くるみん or るるぼし二段階目以上									

3年間の措置
(改正前:2年間)

(※1) 控除上限 : 当期の法人税額の20%

(※2) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。

(※3) くるみん : 仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定

るるぼし : 女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定

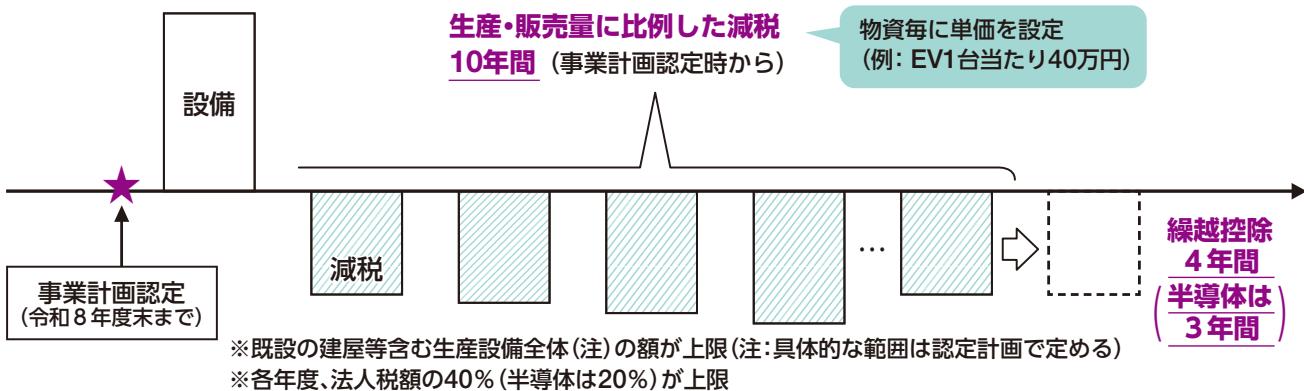
(※4) 繰越控除するためには、繰越控除額が発生した年度の申告で明細書の提出が必要。

中小企業の繰越控除新設 : 5年間

(繰越控除する年度は全雇用者給与総額
対前年度増が要件)

(2) 戰略分野国内生産促進税制の創設

■民間として事業採算性に乗りにくいものの、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う新たな制度を創設します。



【対象物資と単位あたり控除額】

物資	物資のスペック	単位あたり控除額 ^{※2}	
EV等・蓄電池※1	EV	40万円／1台	
	FCV	40万円／1台	
	軽EV・PHEV	20万円／1台	
グリーンスチール	生産プロセスを従来の高炉・転炉から電炉などへ転換することにより、生産時のCO2排出量を大幅に削減した鉄鋼製品	2万円／1トン	
グリーンケミカル	原料を従来の化石原料であるナフサからグリーン原料(バイオ原料、廃プラスチック等)へ転換することにより生産される化学品	5万円／1トン	
SAF	持続可能な航空機燃料	30円／1リットル	
半導体※3	マイコン	28-45nm相当	1.6万円／1枚
		45-65nm相当	1.3万円／1枚
		65-90nm相当	1.1万円／1枚
		90nm以上	7千円／1枚
	アナログ半導体 (パワー半導体含む)	パワー(Si)	6千円／1枚
		パワー(SiC・GaN)	2.9万円／1枚
		イメージセンサー	1.8万円／1枚
		その他	4千円／1枚

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない(EVの中で対応)。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる(8年目: 75%、9年目: 50%、10年目: 25%)。

※3 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外。先端ロジック半導体・メモリ半導体及び、半導体の製造装置・部素材・原料は対象外。

※4 繰越期間は、半導体以外が4年間、半導体は3年間。当期の法人税額に係る控除上限は、半導体以外が40%、半導体が20%。

※5 GX移行債の発行収入で減収補填を行う物資については、地方法人税の額は、上記措置の適用前の法人税額に基づき算出。

■ただし、以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しないこととします(繰越控除除く)。

- ①所得金額：対前年度比で増加
- ②継続雇用者給与等支給総額：対前年度増加率1%未満
- ③国内設備投資額：当期の減価償却費の4割以下

(3) イノベーションボックス税制の創設

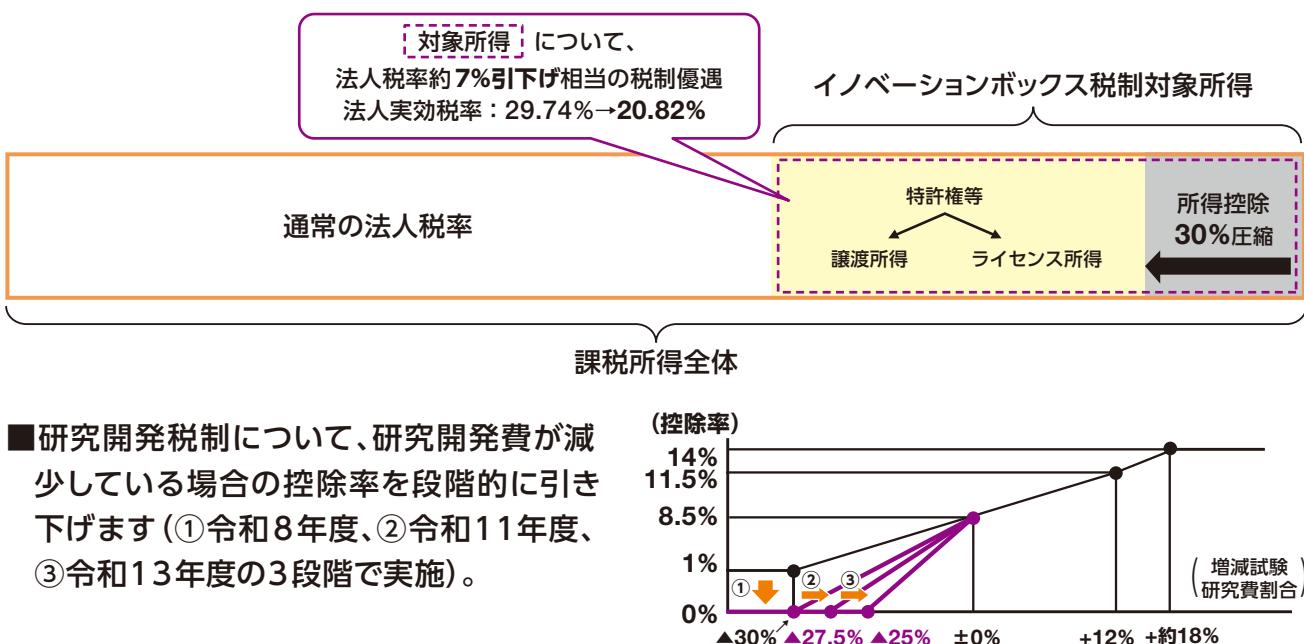
■研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権から生じる一定の所得について、所得控除を行う新たな制度を創設します。

対象知的財産：特許権、AI関連のプログラムの著作権（令和6年4月1日以降に取得したもの）

対象所得：譲渡所得、ライセンス所得（海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く）

所得控除率：30%

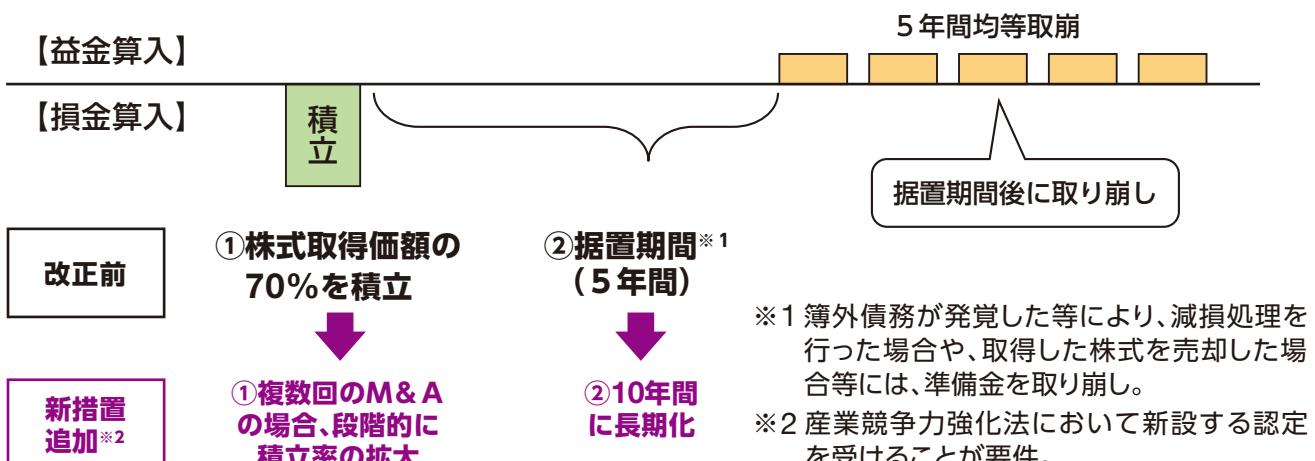
措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）



(4) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

■中小企業事業再編投資損失準備金制度（※）について、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を改正前の70%から、2回目には90%、3回目以降は100%に拡充し、据置期間を改正前の5年から10年に延長します。

（※）中小企業が、株式譲渡によるM&Aを行う場合に、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積立てたときは、当該積立金額を損金算入可能とするもの。

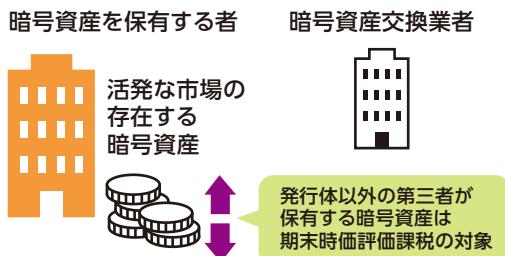


(5) 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税の見直し

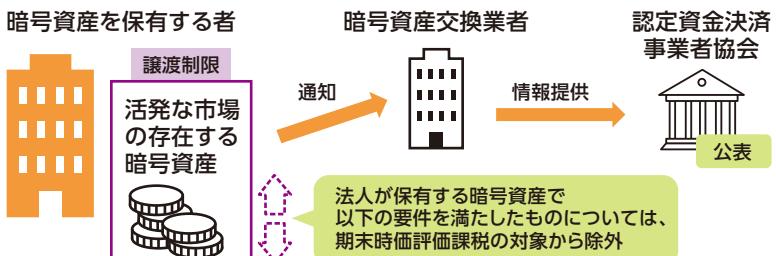
■法人が有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものについては、期末に時価評価することとされ、評価損益は課税対象とされています。

■このうち、自己が発行した暗号資産で一定のものについては、期末時価評価課税の対象外とされていますが、今般、発行者以外の第三者が継続保有する暗号資産についても、一定の要件の下、期末時価評価課税を不要とします。

【改正前】



【改正後】



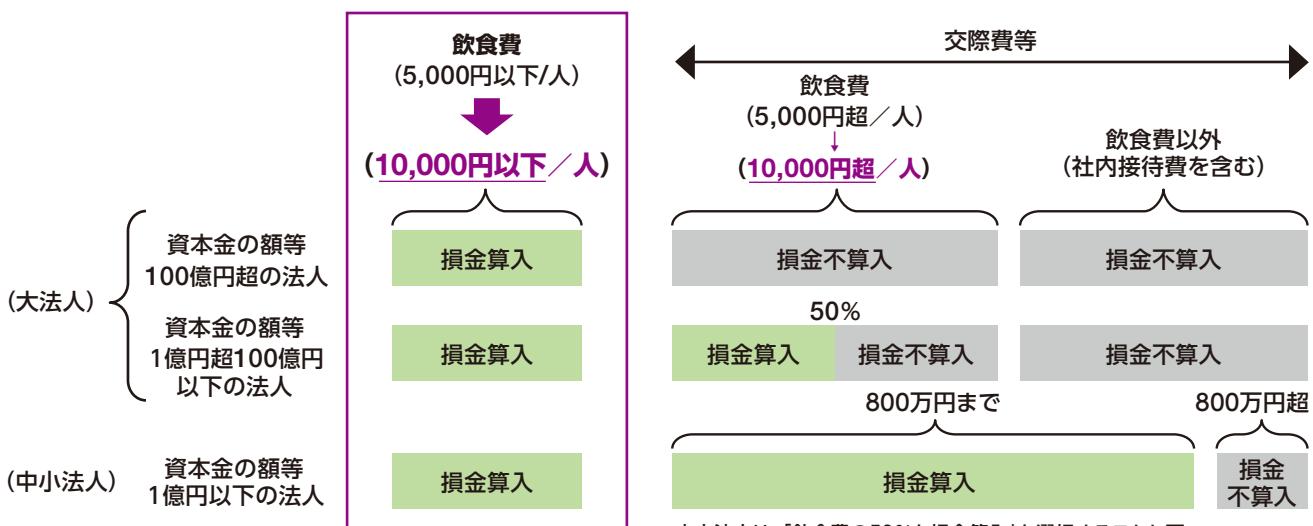
【要件】

- ① 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
- ② ①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

(6) 交際費から除外される飲食費に係る見直し

■交際費等は損金不算入とされていますが、平成18年度税制改正により、会議費相当とされる1人5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入されています。この5,000円以下とされている飲食費の金額基準について、会議費の実態等を踏まえ、10,000円以下まで引き上げます。

■このほか、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長します。

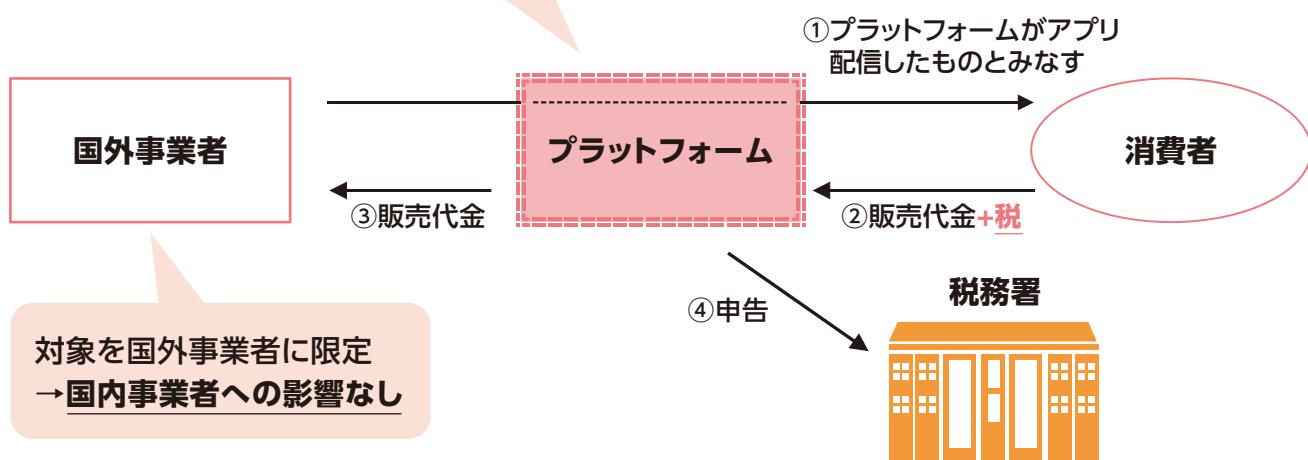


4 消費課税

プラットフォーム課税の導入

■内外のイコールフッティングや課税の公平性を確保する観点から、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高50億円超のプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度を導入します。

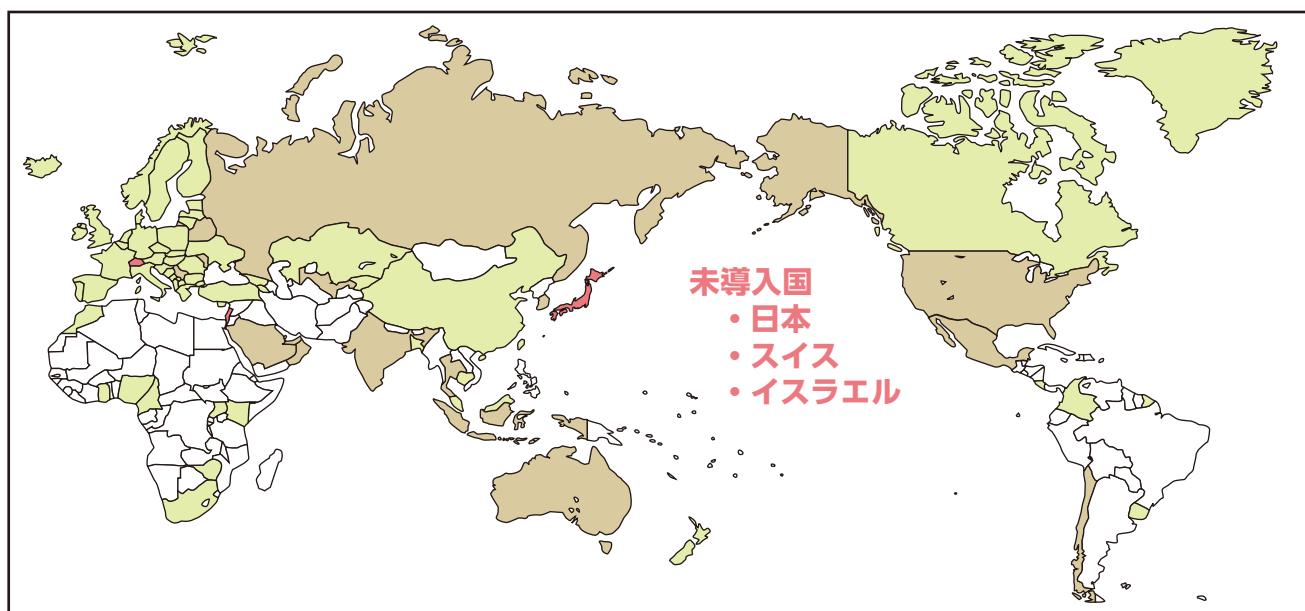
対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のPF(プラットフォーム)に限定
→本基準により、国外事業者が行うデジタルサービスの大宗が対象になると見込まれると
ともに、高い税務コンプライアンスにより、適正な課税の確保が見込まれる



(参考)諸外国におけるPF課税の導入状況 (2023年1月時点)

PF課税 導入の有無が確認できた85か国中

- 導入済み(全事業者対象) … 63か国(74%)
- 導入済み(国外事業者のみ対象) … 19か国(22%)
- 未導入 … 3か国(4%)



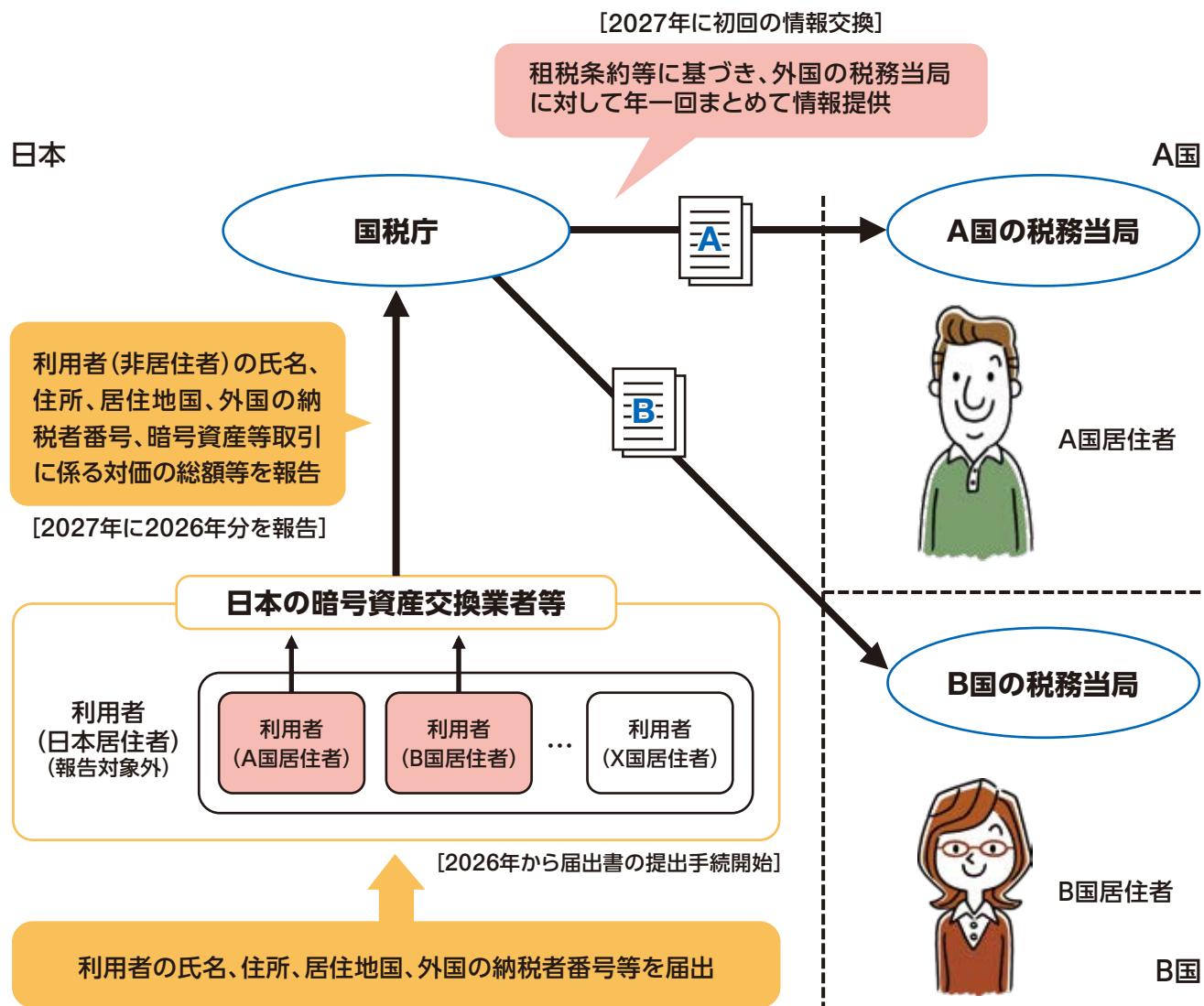
※各プラットフォームの公表情報により確認(白抜きの国は未確認)

5 国際課税

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

■2022年にOECDにおいて策定された暗号資産等報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)に基づき、租税条約等により各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備します。

【日本から外国への情報提供のイメージ】



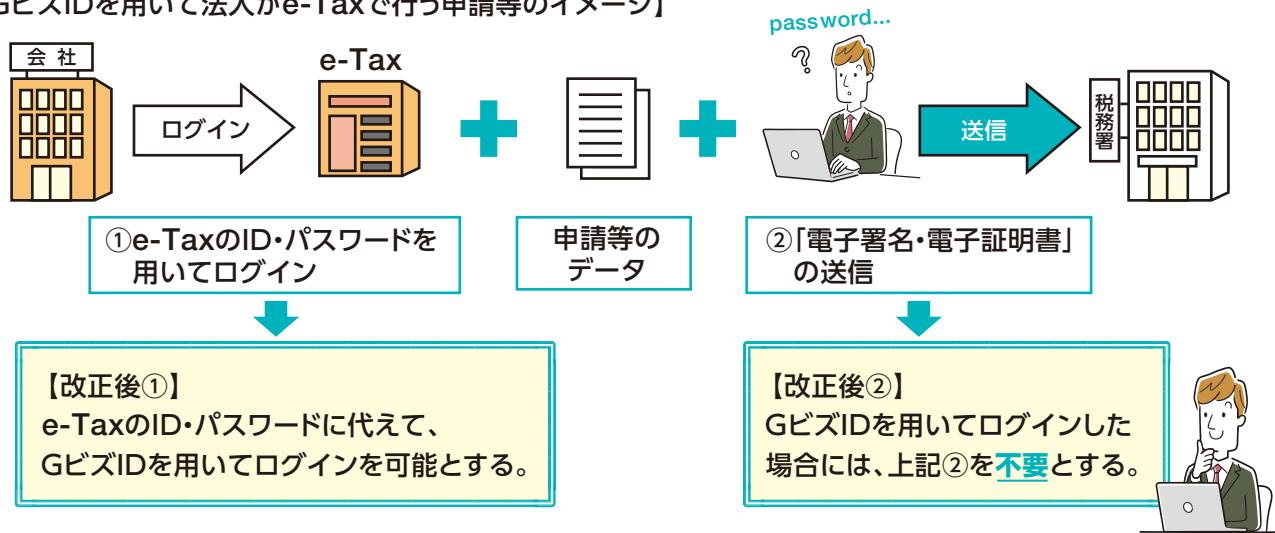
6 納税環境整備

(1) GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

■GビズID(※)利用者の利便性の向上に資する観点から、法人について、GビズID(一定の認証レベルを有するものに限る。)を用いて、e-Taxにログインを可能とするとともに、この場合には、e-Taxの「ID(識別符号)・パスワード(暗証符号)」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととします。

(※)行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み。

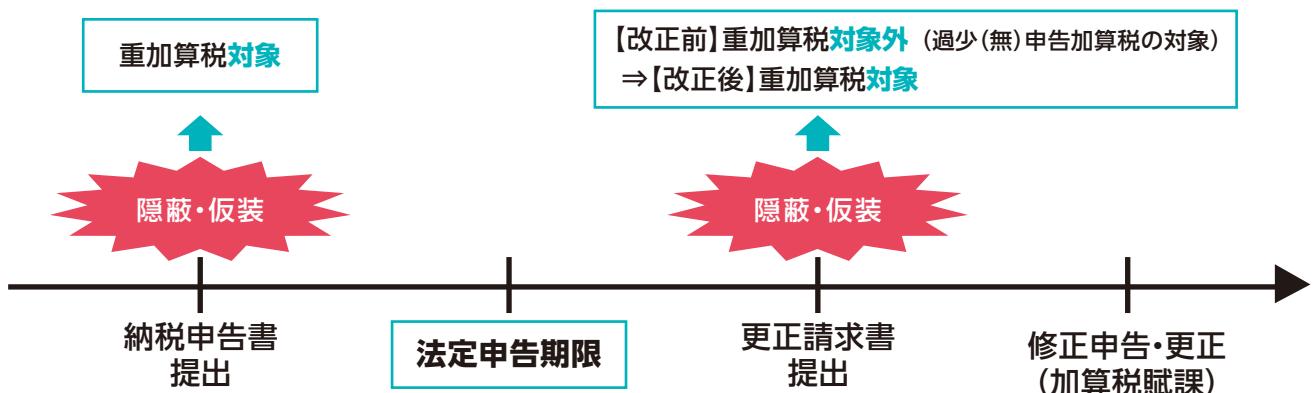
【GビズIDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



(2) 更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備

■更正の請求に係る隠蔽・仮装行為を未然に抑止する観点から、隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加えます。

(※)令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用します。



(参考) 加算税の割合

	加算税	重加算税
過少申告	原則15% ➔ 35%	
無申告	原則20% ➔ 40%	

(参考)令和6年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1.個人所得課税		
(1)定額減税	▲23,020	▲23,020
(2)エンジェル税制の拡充	▲20	▲10
(3)住宅ローン控除の拡充	▲290	▲20
個人所得課税 計	▲23,330	▲23,050
2.法人課税		
(1)賃上げ促進税制の強化	▲3,460	▲480
(2)中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し	▲30	▲20
(3)戦略分野国内生産促進税制の創設	▲2,190	—
(4)イノベーションボックス税制の創設	▲230	—
(5)研究開発税制の見直し	230	—
(6)交際費等の損金不算入制度の見直し	▲170	▲130
(7)カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し	170	150
法人課税 計	▲5,680	▲480
合 計	▲29,010	▲23,530

(※1)上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(※2)定額減税による減収見込額は、個人住民税等の減収見込額と合わせて▲32,840億円程度。

(※3)住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和6年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(※4)戦略分野国内生産促進税制のうちGX分野の物資に係る減収については、GX経済移行債の発行収入により補填。

(※5)消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度180億円。

(※6)特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった消費税額の一部(70億円)が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。

令和6年度税制改正について詳しく知りたい方へ

税制(国の税金のしくみ)ホームページ

税制改正の内容、税制の資料(図解)などをご覧いただけます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/index.html

または 税制 で 検索 



[令和6年度税制改正の大綱]

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf

[令和6年度税制改正の大綱の概要]

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/06taikou_gaiyou.pdf

[所得税法等の一部を改正する法律]

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/213diet/index.htm

税に対する理解を深めるための取組

財務省主税局は、国民の皆さまが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、財政の現状や税の意義・役割等に関する分かりやすい広報を積極的に行ってています。

«税制メールマガジン»

税制の最新動向や主税局職員によるコラムなどのコンテンツを配信しています。ぜひご登録ください。
(バックナンバーもご覧いただけます。)



«もっと知りたい税のこと»

税の意義や各税の仕組みなどについて、分かりやすくまとめたパンフレット。電子書籍(Kindle、楽天kobo)は無料で配信しています。財務省YouTubeチャンネルで動画も公開しています。



«学習まんが「税金のひみつ」»

小中学生向けの学習まんがです。
全国の小学校、図書館等へ寄贈されています。
電子版は無料で公開しています。



«うんこドリル×財務省主税局»

税金の役割について、うんこ先生がクイズ形式で解説。楽しみながら税金について学ぶことができます。
ホームページで冊子とゲームを公開しています。



«QuizKnock×財務省主税局»

トリビアを通して、楽しみながら税金に関する知識を身につけられるような内容となっています。



※QuizKnock公式YouTubeチャンネルへリンク

